

資料 5

農薬専門委員会（第 15 回）の審議概要

農薬名	申請品目及び審議の概要	審議内容・質疑等
<p>(水質汚濁・変更) 1. EPN</p>	<p>本剤の用途は殺虫剤。稲に適用がある。</p> <p>本剤の ADI が、平成 15 年 9 月 18 日、食品安全委員会によって 0.0014mg/kgBW/day（不確実係数:100）に変更された（従前の値は 0.0023mg/kgBW/day）。</p> <p>新たな ADI 値から、水質汚濁に係る登録保留基準値案として、0.04mg/L が検討された。</p> <p>試験水田における消長試験結果では、150 日間平均濃度（計算値）の最大値が 0.0148mg/L であり、基準値案を下回る。</p> <p>また、理論最大摂取量の対 ADI 比は 81.4%。うち作物経由のもの対 ADI 比 70.6%であり 80%を下回っていることから、水質汚濁に係る基準値を対 ADI 比 10%を基に作成することで問題ないとされた。</p> <p>以上をもって、基準値案は了承された。</p>	<p>中杉委員より、基準値を作る際は、濃縮係数を考慮した魚経由の摂取を考える必要があるとの指摘があった。</p> <p>須藤委員長より、今後の検討課題であるとの認識が示された。</p> <p>真柄委員より、EPN を含む有機リン剤について、分解物のオキソン体についても規制対象物質に入れるべきとの指摘があった。</p> <p>安藤委員より、水道の分析法では結果としてオキソン体も併せて測定していることが説明された。</p> <p>森田委員より、水道の分析法と乖離しない方がよいとの指摘があった。</p> <p>中杉委員より、試験水田の消長試験でオキソン体を測っていないという問題が指摘された。</p> <p>事務局より、水質汚濁に係る環境基準の要監視項目では、分析法を見る限りオキソン体を考慮していないとの説明があった。</p> <p>真柄委員より、有機リン剤のオキソン体の扱いについては、事務局で対応方針を検討していただけないかとの発言があった。</p> <p>須藤委員長より、これまでの基準設定のルールを今回途中で変更すると、既に基準値が設定された農薬との間に不公平が生じるため、今回の有機リン 3 剤については、まずは、従前の考え方に基づき規制対象物質を本体のみとし、次回以降の委員会でも有機リン剤のオキソン体の扱いについて議論し方針を決めることとしてはどうか、そ</p>

		<p>の上で、オキサソン体を含めた消長試験結果が必要な場合は、農薬登録更新時にそのデータ提出を求めることとしてはどうか、との対応方針が提案された。併せて、オキサソン体の環境中でのモニタリングを国において実施するよう要請された。</p> <p>一同、この提案を了承し、原案通り基準値案が了承された。</p>
<p>(水質汚濁・新規) 2. ピリダフェンチオン</p>	<p>本剤の用途は殺虫剤。稲及びイグサに適用がある。</p> <p>本剤の ADI は、0.00085mg/kgBW/day (不確実係数:200) であり、この値から、水質汚濁に係る登録保留基準値案として、0.02 mg/L が検討された。</p> <p>試験水田における消長試験結果では、150 日間平均濃度 (計算値) の最大値が 0.0139mg/L であり、基準値案を下回る。</p> <p>また、理論最大摂取量の対 ADI 比は 85.7%。うち作物経由のもの対 ADI 比は 76.9%であり、80%を下回っていることから、水質汚濁に係る基準値を対 ADI 比 10%を基に作成することで問題ないとされた。</p> <p>以上をもって、基準値案は了承された。</p>	<p>ピリダフェンチオンを含む有機リン剤について、分解物であるオキサソン体の取扱について議論があった。</p> <p>1. EPN の項に記載。</p>
<p>(水質汚濁・新規) 3. キャプタン</p>	<p>本剤の用途は殺菌剤。レンコンに適用がある。</p> <p>本剤の ADI は、0.125mg/kgBW/day (不確実係数:100) であり、この値から、水質汚濁に係る登録保留基準値案として、3 mg/L が検討された。</p> <p>試験水田における消長試験結果では、150 日間平均濃度 (計算値) の最大値が 0.00012mg/L であり、基準値案を下回る。</p> <p>また、理論最大摂取量の対 ADI 比は 62.5%。うち作物経由のもの対 ADI 比は 53.5%であり、80%を下回って</p>	<p>特になし。</p>

	<p>いることから、水質汚濁に係る基準値を対 ADI 比 10% を基に作成することで問題ないとされた。</p> <p>以上をもって、基準値案は了承された。</p>	
<p>(水質汚濁・新規)</p> <p>4. ダイアジノン</p>	<p>本剤の用途は殺虫剤。稲及びイグサに適用がある。</p> <p>本剤の ADI は、0.002mg/kgBW/day(不確実係数:100) であり、この値から、水質汚濁に係る登録保留基準値案として、0.05mg/L が検討された。</p> <p>試験水田における消長試験結果では、150 日間平均濃度(計算値)の最大値が 0.0376mg/L であり、基準値案を下回る。</p> <p>理論最大摂取量の対 ADI 比は 95.7%。うち作物経由のもの対 ADI 比は 86.3%であり、80%を超過している。しかしながら、本剤の作物残留に係る登録保留基準のかなりの部分は、厚生労働省が設定した残留農薬基準を準用しており、残留農薬基準値を設定する際には、厚生労働省は理論最大摂取量(TMDI)方式と比べより実態に即した精密な推定一日摂取量(EDI)方式を用いて曝露評価を行うこととしており、EDI 方式では本剤の作物経由の摂取量の対 ADI 比は 8 割以下に収まることが期待できること等を総合的に勘案し、水質汚濁に係る基準値を対 ADI 比 10%を基に作成することで問題ないとされた。</p> <p>以上をもって、基準値案が了承された。</p>	<p>ダイアジノンを含む有機リン剤について、分解物であるオキソソンの取扱について議論があった。</p> <p>1. EPN の項に記載。</p> <p>亀若委員より、農薬専門委員会では作物経由の理論最大摂取量の対 ADI 比が 80%を超えないとのルールで検討してきたが、残留農薬基準を用いる場合、このルールをどう扱うのか質問があった。</p> <p>事務局より、作物群ではなく適用のある作物のみで理論最大摂取量を計算すると、作物経由の理論最大摂取量が対 ADI 比 80%となること、残留農薬基準については、推定一日摂取量方式といったより精密な曝露評価方法を用いる場合もあるが、厚生労働省において摂取量が対 ADI 比 8 割の範囲に収まるよう適切に設定されると期待できること等が説明され、対 ADI 比 10%の配分のままで基準を作成することが了承された。</p> <p>中杉委員より、「それであれば、濃縮係数を考慮した魚経由の摂取量を計算に入れるといった考え方の整理が必要であり、更に魚経由の曝露を対 ADI 比 10%という水の基準への配分の中に含めるべきかも要検討」との問題点が指摘された。</p> <p>須藤委員長より、今後の検討課題であるとの認識が示された。</p>
<p>(水質汚濁・新規)</p> <p>5. XMC</p>	<p>本剤の用途は殺虫剤。稲に適用がある。</p> <p>本剤の ADI は、0.0034mg/kgBW/day(不確実係数:500) であり、この値から、水質汚濁に係る登録保留基準値案として、0.09mg/L が検討された。</p>	<p>特になし。</p>

試験水田における消長試験結果では、150 日間平均濃度（計算値）の最大値が 0.0669mg/L であり、基準値案を下回る。

また、理論最大摂取量の対 ADI 比は 78.5%。うち作物経由のもの対 ADI 比は 68.5%であり、80%を下回っていることから、水質汚濁に係る基準値を対 ADI 比 10%を基に作成することで問題ないとされた。

以上をもって、基準値案は了承された。

その他